

湖南省防災士連絡会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、湖南省防災士連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士機構に認定された防災士のうち、湖南省内に在住、在勤又は在学し、本会の目的に賛同した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、自助、共助の原則のもと、会員の防災・減災に関する知識及び技術の向上並びに情報交換等による相互連携を図るとともに、地域住民の防災・減災に対する意識向上を支援することにより、地域住民の自主的な地域防災活動を効果的に推進し、もって地域防災・減災力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の防災・減災に関する知識と技能の習得及びスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流及び次に掲げる事項に関する情報の提供に関する事業
 - ア 区、自治会等の地域が実施する防災訓練、学習回答
 - イ 地域の防災・減災の啓発活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 1名
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監査役 1名
 - (7) 幹事
- 2 幹事は、区長選出によるものとする。その他役員は、幹事の中から幹事会で推薦した者を総会において承認する。
 - 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、年度途中で選出された幹事の任期は、次回役員改選年度までとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期満了後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。
 - 5 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に、事業の実施に当たり専門的な助言又は情報提供を受けるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、湖南省危機管理・防災課職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、本会の議事を記録し、その他会務運営及び執行にあたる。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会計は、本会の経理を担当する。

6 監査役は、本会の会計を監査する。

7 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を審議し執行する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、年1回の定期総会を行う。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、委任状(書面又は電磁的記録を含む。)の提出をもって出席とみなす。

4 総会の議長は、総会において選出するものとする。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 総会は、次に掲げる事項について審議決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他総会に付議すべき重要な事項

(幹事会)

第10条 幹事会は、第5条に定める役員をもって組織し、会長が必要に応じて招集する。

2 幹事会は、本会の運営上必要な事項について企画し審議する。

3 幹事会は、本会の事業執行機関として委員会等組織を設置することができるものとする。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費及びその他収入等をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の監査)

第13条 監査役は、毎年1回本会会計の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、監査役は臨時に監査を行うことができる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年11月17日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

3 規約第5条第1項、2項、3項を改定、第10条第3項を追加し、令和3年4月1日から施行する。